令和５年度第１回教育研修会

【１．開催日時・場所】

開催日時：2023 年（令和５年）10 月 26 日（木）13:30～17:00

開催場所：埼玉県さいたま市大宮区桜木町１-7-5「ソニックシティビル　会議室 603 号室」

【プログラム】

（司会進行：全国あんしん探偵業協会 理事 櫻井 奈津樹）

開会の辞	理事 髙村 一成
主催者挨拶	「全国あんしん探偵業協会」 会長　西橋 和久
「1 時限目」 探偵業協会の現状と各種問題事例及び今後の課題	「埼玉県警察本部生活安全部保安課防犯営業第一係」 警部補　内田 武久氏
「2 時限目」 消費者相談の現状と探偵業者に関する相談例	「埼玉県県民生活部消費生活支援センター」 相談担当課長　春日 哲氏
「3 時限目」 インボイス制度と改正電子帳簿保存法について	「伊村竜一税理士事務所」 税理士　伊村 竜一氏
「4 時限目」 探偵業と GPS・質疑応答	「Authense 法律事務所」 弁護士　木村 光伸氏
修了証書授与式	代表 「合同会社莞如企画(かもめ探偵事務所)」大鹿 登氏 「Co-research」　西澤　香佳氏
閉会の辞	「全国あんしん探偵業協会」 副会長　黒川 靖文

【1 時限目】

探偵業協会の現状と各種問題事例及び今後の課題

講師：「埼玉県警察本部生活安全部保安課防犯営業第一係」警部補　探偵業担当　内田 武久氏

●現状の治安情勢

令和 4 年末刑法犯認知件数 41,985 件

令和 5 年 8 月末刑法犯認知件数 30,167 件

【探偵業の現状】

令和 4 年末全国で探偵 6,970 件になり、前年比より 277 件増加しており、令和 2 年～令和 4 年末 314 件増加している。探偵の営業所に関しては、全国的に増加している。

令和 4 年末で埼玉県の探偵業者は 268 件、前年比より 10 件増加している。

今現在の探偵業者は約 280 件になる。

●探偵業者への検挙・行政処分について

探偵業法違反では、無届け営業。

探偵業務中における、他法令違反として、建造物侵入、軽犯罪法違反があった。

行政処分は令和 4 年中において全国 16 件。

内訳として、変更届出書等偽造、書面受理違反、書面交付違反、探偵業法についての他違反。

●探偵業について

探偵業法は、個人の権利、保護等が目的とされている。

第四条の変更届では、営業者や法人代表者の変更に伴う変更届で提出の失念が多く発生している。罰則が定められ行政処分の対象にもなる為、注意が必要。

第六条では、探偵業務を行うにあたり他の法令に禁止制限されている行為を行うことはできない。

人の生活平穏、他の個人の権利を侵害してはならない。
例として、医師が医療行為として外科手術を行っても傷害罪等に当たらず違法ではないが、探偵が探偵業務において他の法令違反をすることはできない。
尾行に関して、相手に不安もしくは迷惑を覚えさせる内容であると軽犯罪法違反に当たる可能性がある。
上記内容は刑事法だけではく民法上の法令違反に当たる為、探偵業者は社員への教育の徹底を行う必要がある。

●GPS について
GPS に関しての取り付けは、一部ストーカー規制法で違法とされている。
埼玉県では令和 5 年 1 月 18 日施行日、令和 4 年 10 月 18 日公配布の埼玉県迷惑防止条例違反では、GPS 等で位置情報を取得すること取り付ける行為が規制された。現状、埼玉県ではストーカー規制法の恋愛感情関係なく、GPS を取り付ける行為、位置情報を習得する行為が規制されている。
各探偵業者では、県条例に関しては教育の徹底が必要となる。

●書類交付
依頼者が調査結果の書面を、違法行為に使用しないよう徹底する必要がある。
依頼者が違法行為を行う可能性がある場合は契約しない、調査中であれば調査を打ち切る必要がある。
法律では、探偵業者の方に確認義務が課せられている、確認の徹底が必要である。確認が不十分の場合、探偵業者に行政処分等が下る。

【2 時限目】

消費者相談の現状と探偵業に関する相談例

講師：「埼玉県県民生活部消費生活支援センター」　相談担当課長　春日 哲氏

・商品は、有形と無形の 2 種類に分けることが出来る。

・探偵業のサービスは無形の商品にあたる。

●探偵業に関する相談件数

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
埼玉県	72 件	62 件	73 件	73 件	47 件

●探偵業に関する性別・年代別件数

令和 4 年度政別構成比：男性 23 件　48.9%　女性 23 件 48.9%　不明 1 件 2.1%

平成 30~令和 4 年度性別構成比：男性 114 件 34.9%　女性 208 件 63.6%　不明 5 件 1.5%

●探偵業に関する令和 4 年度内容キーワード別(複数選択項目)件数

信用性 13 件、約束不履行 13 件、高価格・料金 13 件、解約 13 件、返金 13 件、契約書・書面 13 件

電子公告 8 件、インターネット通販 7 件、二次被害 5 件、その他 55 件(電話勧誘、説明不足、書面不交付、クーリングオフ、連絡不能、倒産、逮捕、摘発、無登録業者、所在不明、脅迫等)

～詳細については、別紙資料参照～

【3 時限目】
インボイス制度と改正電子帳簿保存法について
講師：「伊村竜一税理士事務所」　税理士　伊村 竜一氏

●1.インボイス制度のあらまし
●2.会社や従業員等に求められる対応
●3.経費精算にはどんな影響が・・・？
●4.ケース別、インボイス対応のポイント
●5.改正電子帳簿保存法の使い方

～詳細は別紙及び国税庁パンフレットを参照～

【4 時限目】
探偵業と GPS・質疑応答
講師：「Authense 法律事務所」　弁護士　木村 光伸氏

●GPS について
令和 3 年 6 月 15 日改正ストーカー規制法が施行されたことにより、GPS の設置が厳しくなった。
相手の承諾なく、相手の位置情報を取得した場合は刑事罰にあたる。1 年以下の懲役か 100 万円以下の罰金。
例外として夫婦の共有財産である車輌に付けた場合以前までは問題なかったが、今年 1 月に富山弁護士会で妻が夫の車に GPS を付けたところ、弁護士が証拠として提出した際、弁護士が弁護士職務規定に反するとして厳重注意受けた。
上記内容は富山弁護士会の事例であるが、今後として全国で同じ事例が起こりうる可能性がある。
GPS に関しては、探偵だけではなく弁護士としても注意していく必要性がある。

●GPS と尾行の違いについて
尾行は大勢の人が見れている状態である為、プライバシー侵害には当たらない。
GPS の性能の向上により、人の目がない状況も把握できるようになってきている為、プライベートな部分に関

しても把握できてしまう可能性がある為、プライバシーの侵害に当たる。
民事裁判として令和 5 年に、北海道内に住んでいる男女 2 人が探偵業者を提訴した。
男性の妻が探偵に依頼をし、探偵が男女の車輌に GPS を取り付けた件について、プライバシーの侵害で提訴した。探偵は正当な業務内容と主張している。判決は出ていない。

●参加者からの代表質問

Q.有効な不貞の証拠とは

既婚者が自由な意思に基づいて、配偶者以外と性的な関係を持つこと。
配偶者以外と肉体関係、性的な関係を持っている証拠が必要である。
ラブホテルの出入り、ビジネスホテルの一室で一晩過ごす等。一部例外として、自宅に短時間の滞在や、相手とのやり取りでデートのみの話の場合は、立証が難しい場合がある。

Q.配偶者が配偶者のスマホを許可なく盗み見た場合、証拠として有効なのか。

夫婦間で相手のスマホを見ることは、プライがシーの侵害にならない。メールや SNS の内容を証拠として提出することに問題はない。

Q.数年前までは風俗は不貞ではないとの認識だったが、昨今の情勢的にどうなのか。

不貞行為は配偶者以外と性的な関係を持つことと定めており、法的には不貞行為に該当する。
例として、銀座のクラブのママと男性と 7 年間にわたり性的な関係を持っていた為、男性の妻がクラブのママを訴えたが、枕営業と判断され夫婦の貞操侵害には当たらないと判決もあった。
しかし、基本的には、風俗の場合でも不貞行為として認められる。

Q.デートは複数回撮影できたが、肉体関係の証拠は取れなかった場合、慰謝料請求できるのか。肉体関係がなくプラトニックな関係を不倫と言えるのか否か。不倫の立証には何が必要なのか。

法的にプラトニックな関係は不倫とは言えない。肉体関係、性的な関係がないと難しい。

Q.不貞行為以外で、精神的苦痛による慰謝料は取れるのか。金額の相場が知りたい。

現実的には難しい。肉体的、性的な関係の証拠がないと難しい。知人と行う行為と変わらない状況であれば、苛両請求は難しい。キスがあれば、性的な関係を証明できる可能性がある。

Q. 男性が親権を得る為に、適切な助言を教えてほしい。
離婚前に、子供の監護をどの程度していたのかが重要になる。監護が不十分である場合、親権をとることは難しい。子供の年齢が 14~15 歳以上であれば、本人の意思を尊重して親権を決める場合もある。

【修了証書授与式】
代表「合同会社莞如企画(かもめ探偵事務所)」大鹿 登氏　「Co-research」　西澤　香佳氏

【閉会の辞】
「全国あんしん探偵業協会」　副会長　黒川 靖文